



2つの給付金 制度のお知らせ

消費税率の引き上げによる、所得の低い人や子育て世帯への負担を考慮して、昨年に続いて、暫定的・臨時的な措置として給付を行います。

制度概要の詳細は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

1

臨時福祉給付金について

申請は9月中旬から
(詳しくは、決まり次第お知らせします)

支給対象者

次の全てにあてはまる人

- ①平成27年1月1日時点で大和郡山市の住民基本台帳に登録されている
- ②平成27年度市民税（均等割）が課税されていない
- ③平成27年度市民税（均等割）が課税されている人の扶養親族などではない

※「扶養親族など」とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者および16歳未満の年少者をいいます。

- ④生活保護制度の被保護者などでない

※平成27年1月1日以降に死亡した場合は除きます。



支給額

対象者1人につき6千円（給付は1回限りです）

申請受付について

申請受付開始を9月中旬とし、申請期間を3ヵ月程度として準備を進めています。

なお、支給対象となる可能性がある人に対し、申請書を郵送する予定です。

申請受付の詳細は、広報「つながり」9月1日号や市ホームページに掲載します。

問合せ

臨時福祉給付金事務担当（厚生福祉課）（内線533）

注 意 給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。